

別表第2（第6条関係）

事 項	名 義 者	専 決 者
(共通)		
1 法令等に基づき学長名をもってする主管官公庁への協議, 申請, 報告等のうち, 定形的又は軽易なもの	学 長	事 務 局 長
2 要項の改廃に関するもの	〃	担 当 理 事
3 第1号に掲げるもののうち, 特に軽易なもの	〃	主 管 部 長
4 学長名をもってする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 定形的又は軽易なもの	〃	〃
5 前号に掲げるもののうち, 特に軽易なもの	〃	主 管 課 長 又 は 室 長
6 理事名をもってする学外への通知, 照会, 回答等のうち, 定形的又は軽易なもの	理 事	〃
7 学長又は理事名をもってする学内への通知, 照会, 回答等のうち, 定形的又は軽易なもの	学 長 又 は 理 事	〃
8 前2号に掲げるもののうち, 特に軽易なもの	学 長 又 は 理 事	担 当 係 長
9 学長名をもってする諸証明のうち, 軽易なもの	学 長	主 管 課 長 又 は 室 長
10 前号に掲げるもののうち, 特に軽易なもの	〃	担 当 係 長
11 次の職の命免に関すること (1) 学内各種委員会委員	〃	主 管 課 長 又 は 室 長

<p>12 職員の休暇の承認及び休日の指定に関するもの  課長（室長を含む）以上の事務職員  事務職員等（課長，室長以上の職にある者を除く。以下同じ。）  教育職員（部局の長及び副学長を除く。以下同じ。）</p> <p>13 妊娠中又は出産後の女子職員の健康診査及び保健指導並びに妊娠中の女子職員の通勤緩和の職務専念義務免除の承認又は産後の就業制限措置に関するもの  課長（室長を含む）以上の事務職員  事務職員等  教育職員</p> <p>14 超過勤務，休日勤務及び夜間勤務に関するもの  事務職員等  教育職員</p> <p>15 通達等の学内移牒に関するもの</p> <p>16 会議の開催通知</p>	<p>〃  〃  〃</p> <p>〃  〃  〃</p> <p>学 長  〃  〃</p> <p>招 集 権 者</p>	<p>直 属 の 上 司  主 管 課 長 ， 室 長  又 は 保 健 セ ン タ ー 所 長  部 局 の 長  （ただし，附属高等学校にあたっては校舎主任。以下同じ。）</p> <p>直 属 の 上 司  主 管 課 長 ， 室 長  又 は 保 健 セ ン タ ー 所 長  部 局 の 長</p> <p>主 管 課 長 ， 室 長  又 は 保 健 セ ン タ ー 所 長  部 局 の 長  主 管 課 長 ， 室 長  又 は 保 健 セ ン タ ー 所 長  主 管 課 長 ， 室 長</p>
<p>（総務部関係）</p> <p>1 事務関係の規程，基準等の制定，改廃に関するもの</p> <p>2 規程集の編集及び発行に関するもの</p> <p>3 公印の作成，改刻及び廃止に関するもの</p>	<p>学 長  〃  〃</p>	<p>事 務 局 長  総 務 課 長  事 務 局 長</p>

4 職員研修規程第8条の規定に基づく研修の承認に関するもの(部局の長及び1月以上にわたる研修を除く。)	学 長	部 局 の 長
5 非常勤職員のうち1月以上の雇用の者に対する人事及び給与決定に関するもの	〃	事 務 局 長
6 非常勤職員のうち1月未満の雇用の者に対する人事及び給与決定に関するもの	〃	人 事 課 長
7 職員の基本給決定に関するもの	〃	事 務 局 長
8 職員の昇給等に関するもの	〃	〃
9 職員の基本給以外の給与決定に関するもの	〃	人 事 課 長
10 次の職の命免に関するもの (1) 授業担当, 研究科担当等	〃	事 務 局 長
11 職員の退職手当に関するもの	〃	総 務 部 長
12 職員の労災手続に関するもの	〃	事 務 局 長
13 職員のレクリエーションの計画及び実施に関するもの	〃	総 務 部 長
14 職員の保健及び安全保持に関するもの	〃	人 事 課 長
15 常勤職員の労働保険並びに非常勤職員の社会保険及び労働保険に関するもの	〃	〃
16 職員の人事記録に関するもの	〃	〃
17 職員の共済組合に関するもの	支 部 長	総 務 部 長
18 前歴報告に関するもの	〃	事 務 局 長
19 職員(教育職員, 課長及び室長以上の職にある者を除く。)の研修計画及び実施に関するもの	学 長	総 務 部 長
20 職員の個人評価の実施に関するもの	〃	事 務 局 長
21 勤労者財産形成貯蓄事務(協定書の締結を除く。)に関するもの	〃	人 事 課 長
(学務部関係)		
1 諸行事及び休業に関するもの	学 長	副学長(教育担当)

2 教育実習依頼等に関するもの	〃	〃
3 研究生，科目等履修生等の受入に関するもの	〃	〃
4 外国人留学生に関するもの	〃	〃
5 課外活動のための許認可事項に関するもの	〃	〃
6 課外活動のための施設，物品使用，印刷物発行掲示等の許可に関するもの	〃	学生支援課長
7 学生団体に係る諸証明に関するもの	〃	〃
8 課外教育行事の開催に関するもの	〃	副学長（学生担当）
9 山の家の使用に関するもの	〃	学生支援課長
10 奨学生の推薦に関するもの	〃	副学長（学生担当）
11 奨学金の交付及び返還に関するもの	〃	学生支援課長
12 経済援助に関するもの	学 長	副学長（学生担当）
13 就職に関し関係機関への通知，依頼，報告等に関するもの	〃	学 務 部 長
14 学生に対する広報の企画，編集に関するもの	〃	〃
（学術部関係）		
1 研修員等の受入に関するもの（外国人受託研修員を除く。）	学 長	副学長（研究・国際・附属学校担当）
2 国際交流に関するもの	〃	〃
3 内地研究員に関するもの	〃	〃
4 科学研究費補助金の交付申請及び実績報告に関するもの	〃	〃
（初等教育課程，教員養成課程，教育協働学科，附属学校園関係）		
1 初等教育課程長，教員養成課程長，教育協働学科長又は附属学校部長の名義を用いることが適当と認められるもののうち，軽易なもの	初等教育課程長，教員養成課程長，教育協働学科長，又は附属学校部長	総務課長，天王寺地区総務課長又は附属学校課長
2 附属高等学校の生徒の入学，退学，休学，編入学，転入学又は留学に関するもの	校 長	校 舎 主 任

<p>(教育学研究科，連合教職実践研究科関係)</p> <p>1 教育学研究科長又は連合教職実践研究科長名をもってする学外への通知，照会，回答等のうち，定形的又は軽易なもの</p> <p>2 教育学研究科長又は連合教職実践研究科長名をもってする学内への通知，照会，回答等のうち，定形的又は軽易なもの</p>	<p>教育学研究科長又は連合教職実践研究科長</p> <p>〃</p>	<p>主 管 部 長</p> <p>主 管 課 長</p>
<p>(センター関係)</p> <p>1 学校危機メンタルサポートセンター長の名義を用いることが適当と認められるもののうち，軽易なもの</p> <p>2 保健センター所長又はキャリア支援センター長の名義を用いることが適当と認められるもののうち，軽易なもの</p> <p>3 情報処理センター長の名義を用いることが適当と認められるもののうち，軽易なもの</p> <p>4 教職教育研究センター長，科学教育センター長又はグローバルセンター長の名義を用いることが適当と認められるもののうち，軽易なもの</p>	<p>学校危機メンタルサポートセンター長</p> <p>保健センター所長又はキャリア支援センター長</p> <p>情報処理センター長</p> <p>教職教育研究センター長，科学教育センター長又はグローバルセンター長</p>	<p>附 属 学 校 課 長</p> <p>学 生 支 援 課 長</p> <p>情 報 企 画 室 長</p> <p>学 術 連 携 課 長</p>
<p>(附属図書館関係)</p> <p>1 文献複写及び相互貸借に関するもの</p> <p>2 図書館資料の寄贈に関するもの</p> <p>3 附属図書館長の名義を用いることが適当と認められるもののうち，簡易なもの</p>	<p>附属図書館長</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>学 術 情 報 課 長</p> <p>〃</p> <p>〃</p>